③　上記５の⑯の①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２か年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずることがある。

④　本工事の工事成績評定表の評定点合計が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑯の②と同様の措置を講ずる。

⑰　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAWAI Tadafumi, Director General of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kigoshi drainage pump station, The Kahokugatashuhen, Land Disaster Prevention project

⑷　Time limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M. 13 March 2023

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 13 April 2023, in case of submission by document : 5 : 00 P.M. 13 April 2023

⑹　Contact point for tender documentation : UKEGAWA Miki, Technical Review Section, Design Division, Rural Development Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka, Kanazawa city, Ishikawa Prefecture, 920―8566, Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3523

別表１　入札手続に係る期間等

①　入札説明書の交付期間　令和５年２月27日から令和５年３月13日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　申請書の提出期間　令和５年２月28日から令和５年３月13日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

③　入札書及び確認資料の提出期間　令和５年４月10日から令和５年４月13日午後５時まで。

④　開札日時　令和５年６月12日午前10時。

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和４年５月23日から令和５年６月９日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年２月27日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　千田　洋一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　横浜新道　保土ヶ谷高架橋橋梁補修工事

⑶　工事場所

第三京浜道路

自）神奈川県横浜市港北区新吉田町

至）神奈川県横浜市保土ケ谷区峰沢町

横浜新道（国道１号区間）

自）神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町

至）神奈川県横浜市保土ケ谷区星川町

横浜横須賀道路

自）神奈川県横浜市南区別所

至）神奈川県横浜市金沢区朝比奈町

⑷　工事内容　本工事は、京浜管内における毀損した橋梁の補修及びはく落対策を行う工事である。

⑸　工事概算数量

断面修復工　約33,000Ｌ

コンクリート表面処理工　約45,000㎡

はく落防止対策工　約45,000㎡

⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から900日間

⑺　本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日推進工事（発注者指定方式）」である。

⑻　本工事は、共通仕様書１―12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間（着工期限）までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間（着工期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間

⑼　本工事は、継続契約方式の対象工事である。

継続契約方式とは、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）に示す本工事とは別の工事を後発工事とし、当該後発工事の随意契約の締結について本工事の受注者と協議を行ったうえで、別途随意契約を締結する方式をいう。なお、後発工事の随意契約条件は上記入札公告（説明書）に示す。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和５年３月31日までに、工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1100点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1100点以上である者による２者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成19年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を全て有すること。なお、特定ＪＶの場合、すべての構成員が「同種工事ａかつｂ」の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。